

重点取組項目(柱1ーア) 地域の実情に応じた取組

1 自助・共助・公助の適切な組み合わせ

自分でできることは自分で行う「自助」、お互いに助け合う「共助」、行政が施策として行う「公助」を地域の実情に応じて適切に組み合わせ、地域福祉の推進を図ります。

(1) 自助・共助・公助の適切な連携

① セーフティネットの構築

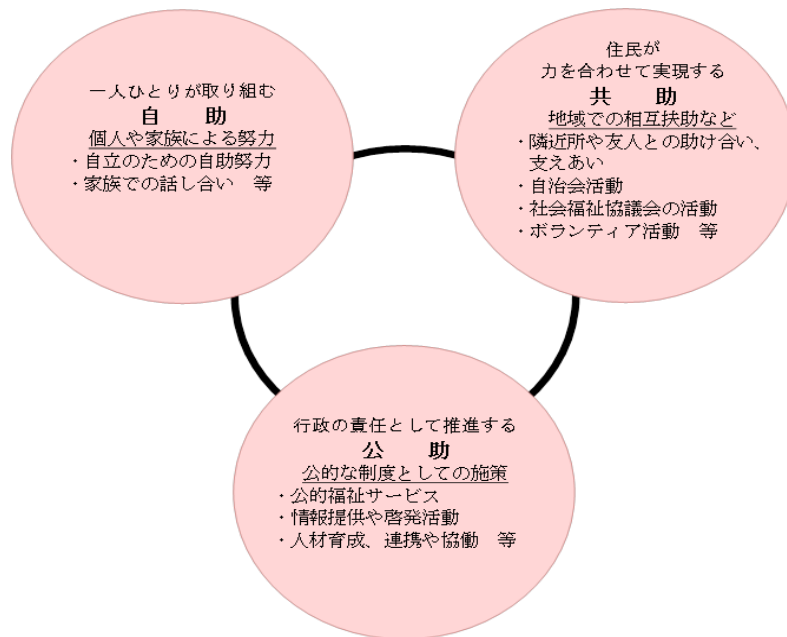
・高齢化や少子化に伴う福祉保健ニーズの拡大に対応するために、自助・共助・公助がそれぞれの役割を最大限発揮するとともに、地域の実情に応じてそれらを適切に組み合わせ、安心・安全のセーフティネットを構築します。

② 自助・共助の拡大に向けた支援

・区役所・区社協は、地域で行う共助の取組について、その内容、回数の充実に向けて継続的に支援することで共助の取組の拡大を図ります。

・地域ケアプラザは、隣近所の支えあい活動の推進などを通じて、インフォーマルサービスの開拓を行うなど、自助・共助の層を厚くしていきます。

(1) 《自助・共助・公助の連携イメージ》



(2) 地域のインフォーマルサービスの情報提供

・区役所は、地域のインフォーマルサービスの情報を把握し、地域活動紹介一覧を作成します。また、子育てに関する相談窓口や地域の子育て情報を掲載した子育てガイドブックを作成し配布します。

・区社協・地域ケアプラザは、地域のインフォーマルサービス等の情報を把握し、相談者への提案や掲示板への掲示等、誰もが情報を閲覧できるように情報を提供します。

2 重点的に取り組みが必要な地域への支援

自助、共助が難しい地域については、重点的な支援が必要となります。区役所・区社協・地域ケアプラザ等による公的な支援を積極的に進めます。

(1) 自助、共助が難しい地域への総合的な支援

① 関係機関の協働による総合的な支援

・区役所・区社協・地域ケアプラザで連携し、それぞれが把握している地区の情報を共有することで、地区の課題の抽出や必要な支援、仕組みづくり等を検討し、課題解決に向けた検討・支援を実施します。

② 重点的に支援が必要な地域での個別支援

・高齢化が著しく担い手が不足している等、重点的に支援が必要な地域について、区役所・区社協・地域ケアプラザが連携して、個別訪問により個々の生活状態を把握し、医療・福祉・保健・介護等の必要なサービスにつなぐ仕組みをつくりまします。

(2) 適切な支援につなげるための情報の収集

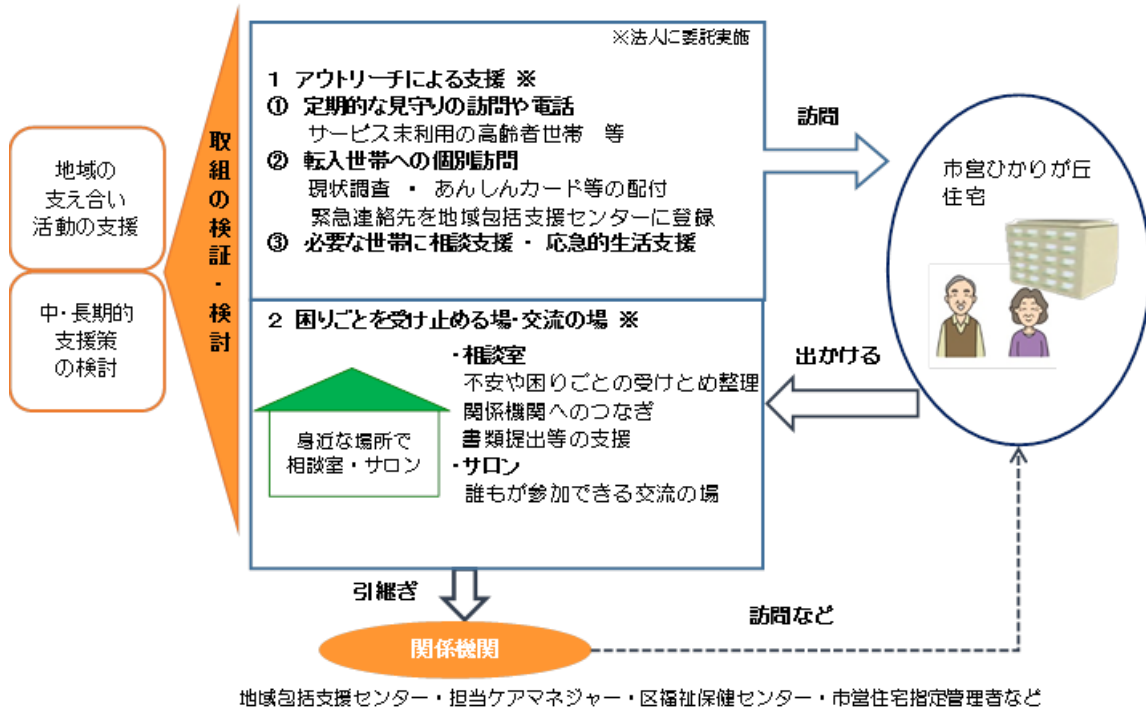
① 区内の取組事例の情報収集

・区内で取り組まれている様々な事例の情報を収集し、類似の課題を抱えた地区への支援に活かしていきます。

② 他地区の取組事例の情報収集と提供

・区内にとどまらず、全国的な観点から同様の課題を抱えた地区での先進的な取組の情報を収集し、課題解決に向けた取組を検討し、地域に即した支援を実施します。

(1) 《重点的に取り組みが必要な地域への支援（ひかりが丘プロジェクト）》



3 地域ケアプラザエリアでのネットワークづくり

地域の身近な福祉保健活動の拠点である地域ケアプラザが地域と協働して、地域のネットワークづくりをすすめます。

(1) 地域・関係機関・行政による連携の強化

- ・地域ケアプラザは、日常の相談業務やサロン事業を通じて、地域で支援が必要な方を把握するとともに、地域の様々な地域活動についても情報を把握します。
- ・地域ケアプラザは、その把握した情報を踏まえ関係者による定期的な連絡会等を設け、地域課題の共有、解決方法の検討を行うとともに、関係者それぞれの活動をつなげ地域で見守り支えあう仕組みをつくります。
- ・地域ケアプラザは、個々の課題を区役所や区社協に情報提供し、相互に連携して支援策を検討します。
- ・区役所・区社協は、地域ケアプラザとともに個別支援の内容や地域課題への支援策の検討を通じて、区域の課題を整理し必要な施策につなげていきます。

(2) 地域ケアプラザ・区社協・区役所の連携強化

- ・区社協は、コーディネーター連絡会や地域包括支援センター連絡会において区社協と地域ケアプラザとの連携事例を紹介し、各地域ケアプラザでの展開につなげます。
- ・区社協は、個別支援事業（ボランティアセンター等）で把握した個別ニーズ又は地域のニーズを地域ケアプラザと共有し、地域住民と一緒に解決策を検討します。
- ・地域ケアプラザ・区社協・区役所は、コーディネーター連絡会等を活用し地域ケアプラザ同士の交流を図るとともに、課題検討や研修実施により地域ケアプラザ全体の質的向上を図ります。
- ・区役所は、地域ケアプラザを利用していない方に対しても分かりやすく説明した啓発パンフレットを作成し、地域ケアプラザが身近な施設であることを広くPRしていきます。
- ・区役所は、各地域ケアプラザの運営について年度途中で事業視察やモニタリング等を実施し、運営上の課題を地域ケアプラザ・区役所双方で共有し解決に向けた取組を実施します。

(1)(2) 《地域ケアプラザ》

地域ケアプラザは、福祉保健に関する地域の拠点として横浜市が中学校区程度に1館設置している公の施設です。旭区では13館整備する計画で現在12館が運営しています（残る1館は二俣川駅南口再開発ビル内に整備予定）。

福祉保健活動の場を提供するほか、専門職員による個別の相談支援、地域の各団体（自治会町内会、地区民児協、地区社協等）の活動支援、ネットワーク構築などを行っています。

【地域ケアプラザの主な機能】

① 地域活動・交流

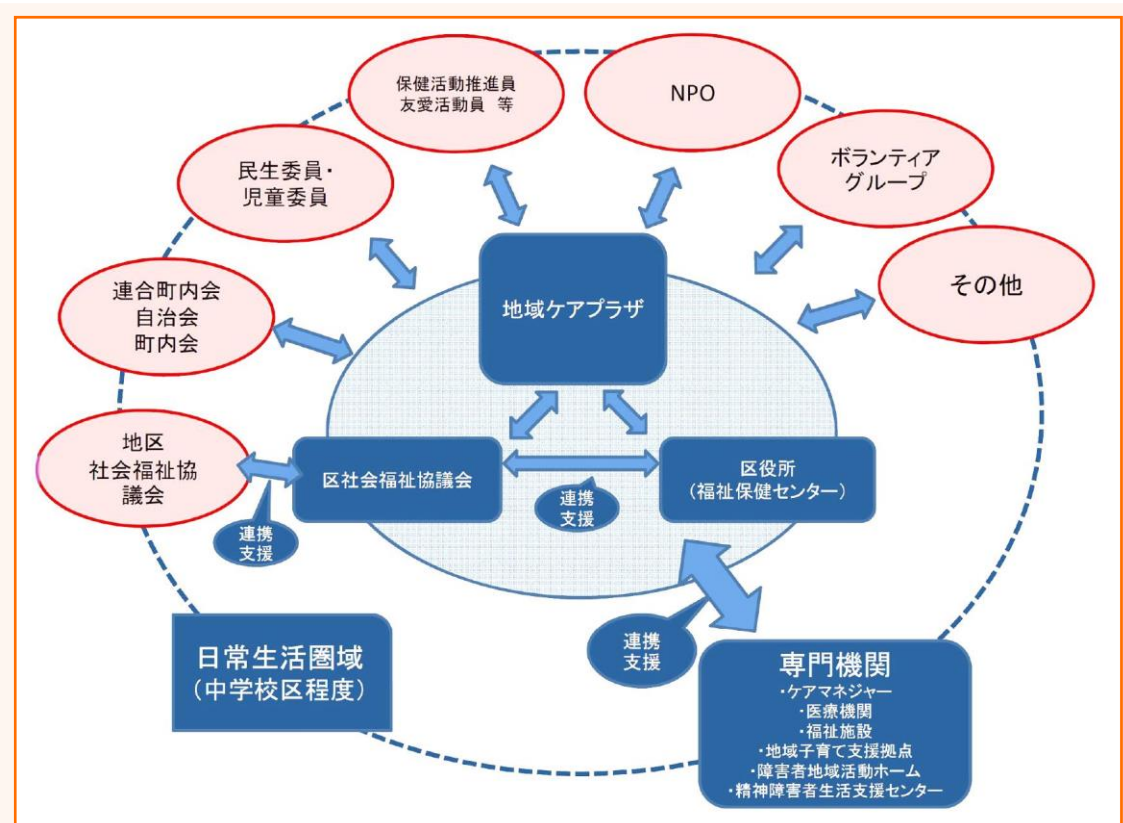
- ・地域団体による地域課題解決に向けた取組の支援、福祉保健活動や担い手の育成・支援
- ・ボランティアや地域活動のために多目的ホールや調理室などのお部屋の提供
- ・「子育てサロン」「健康体操教室」など福祉保健増進に関する事業・イベントの開催 等

② 福祉・保健の相談・支援（地域包括支援センター）

- ・福祉保健に関する個別の相談、支援（高齢者、こども、障がい児・者等）
- ・高齢者の介護に関する相談、支援。介護保険利用の申請受付
- ・高齢者の介護予防や認知症に関する講座・教室等の開催
- ・成年後見制度の活用や高齢者虐待防止などの権利擁護
- ・地域のケアマネジャー支援、事業者や地域の関係者などとの支援のネットワークづくり

③ 高齢者のデイサービス（一部の施設を除く）

【地域ケアプラザのネットワーク】



4 個別課題解決を通じた地域支援の充実

認知症・高齢単身等、自ら問題を発信できない方が増えています。地域の関係者の参加によるネットワークを充実させることで、個別の支援内容の検討を通じて、地域の課題を把握し解決に結びつけていく仕組みをつくります。

(1) 地域ケア会議の取組

① 高齢者に関わる個別ケースの解決から政策提案への展開

- ・地域ケアプラザは、個別ケースの地域ケア会議及び包括レベルの地域ケア会議を開催し、個別ケースの支援に関して、地域の方々や保健医療福祉の専門多職種による検討・分析を積み重ねることにより、個別課題の解決、関係者間のネットワーク構築及び地域課題を発見します。
- ・区役所は、区レベルの地域ケア会議を開催し、包括レベルの地域ケア会議で抽出された共通課題や区域で検討が必要な課題等について検討し、施策に反映すべき課題については地域福祉保健計画や区づくり自主企画事業等への反映を検討します。
また、全市的な検討を要する課題については市レベル地域ケア会議への政策提言を行います。
- ・地域ケアプラザ・区社協・区役所は、地域ケア会議の趣旨及び効果について地域住民、医療・介護事業者等に広く周知し、各レベルの地域ケア会議へ積極的に参加を促していきます。

② 医療・介護連携の強化

- ・地域ケアプラザ・区社協・区役所は、各レベルの地域ケア会議において保健医療福祉関係者を交えた多職種での検討を積み重ねることにより、医療・介護連携の強化、ネットワークの構築につなげていきます。

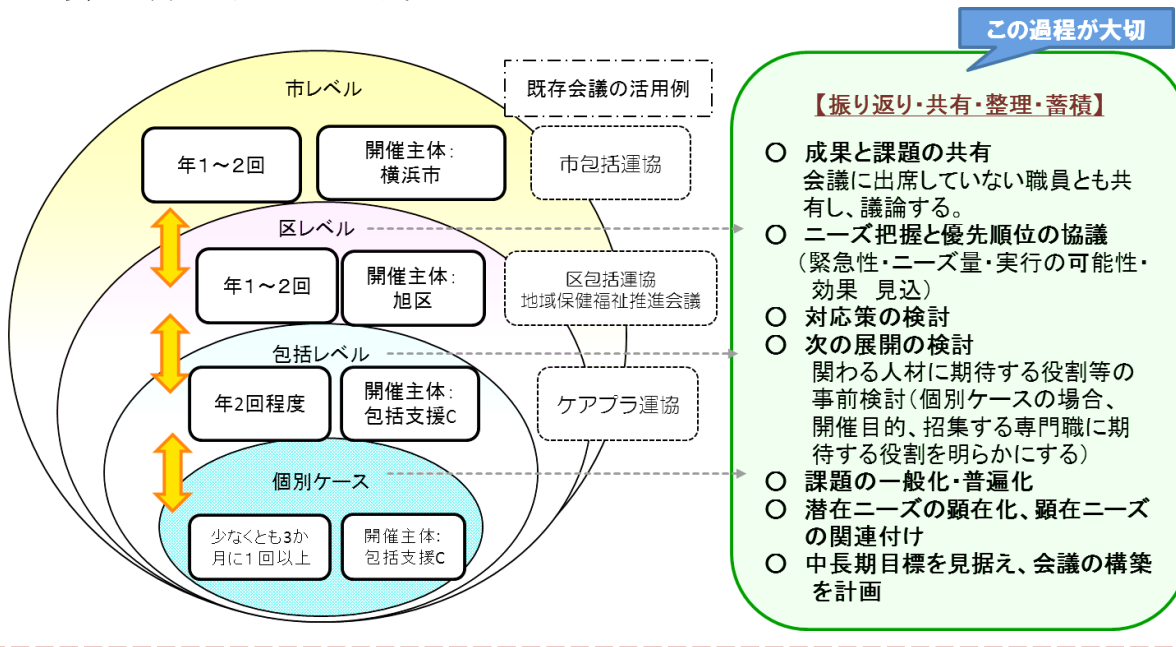
(2) 身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業の充実・強化

- ・高齢分野のみならず障がいのある方や子ども、生活支援の分野においては、区社協で実施する「身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業」により、個別ケースの課題解決から政策提案まで実施します。

(1) 《地域ケア会議》

地域ケア会議は、個別ケースの検討を行う個別レベルを始点として、包括レベル、区レベル、市レベルの地域ケア会議で重層的に構成され、個別課題解決から、地域づくり、資源開発、政策形成にまでつなげていくものとなっています。

この流れにより地域のケア体制が整備され、地域での支援体制が充実することで、地域住民の安心・安全の向上を進めています。



(2) 《身近な地域でのつながり・支えあい活動推進事業》

「身近な地域でのつながり・支えあい活動の推進」は、社会的に孤立し、制度の狭間で必要な支援に結びついていない方を同じ地域で暮らす地域住民の気づきを活かして早期発見し、専門職による必要な支援につなげるとともに、地域住民とともに、地域の中でその人らしい居場所と役割を見いだし、暮らしていけるようにすることを目的とした取組です。

制度では対応できない個別ニーズを把握し、地域住民の気づきから専門職と地域住民がともに話し合うことで、地域の課題として受け止め対応策を一緒に考え進めています。

【取組の3つの視点】

- ・ 個別の生活課題を地域の課題として捉え、地域とともに課題解決に取り組む
- ・ 地域福祉を最前線で推進する地域ケアプラザとの協働により地域支援を進める
- ・ 地域の課題をさらに区域・市域の課題として捉え、取組を広げる

5 地域福祉保健計画の推進

地域住民と公的機関が地域福祉保健計画を身近に考え、地域の課題解決に向けて継続的に話し合いながら、地域福祉保健計画を推進します。

(1) 区全域計画の推進

① 区域の課題やニーズの把握

- ・区役所・区社協・地域ケアプラザは、日々の業務から得られる福祉保健関連の情報やデータから区全域の共通課題や地区だけでは解決できない各地区の課題を分析・整理し、区全域計画を推進します。
- ・活動団体や当事者組織、分野別の活動拠点や事業者、関係機関等とのネットワークを活用し、当事者のニーズや情報を収集する仕組みをつくります。

② 取組の振り返り、検証

- ・地域福祉保健推進会議等で地域・関係機関・公的機関が一体となって、取組について進捗を把握する等、振り返りを実施し計画を継続的に推進します。

(2) 地区別計画の推進

① 地区別計画進捗状況等の情報共有

- ・「きらっとあさひ地区連絡会」「きらっとあさひ福祉大会」を実施し、地区ごとの情報共有をすすめる地区別計画の推進を支援します。

② 地区別支援チームによる支援

- ・区役所・区社協・地域ケアプラザの職員で構成する地区別支援チームを編成し、地区社協カルテ・アセスメントシートの活用や個別ケースから見える課題等、各地区の情報収集・共有化をすすめる、地域と協働で地域福祉保健活動を推進します。
- ・地域ケアプラザ・区社協は、区役所等と地域とのパイプ役となり、地域の状況を把握し解決に向けた取組を地域住民と共に行います。
- ・地区別支援チームは、地区別計画推進組織のメンバーに社会福祉施設関係者も加わるよう、地区のキーパーソンとのパイプ役を担います。

(3) 地域福祉保健計画の広報・周知

- ・全戸配布され多くの区民の目に触れる広報よこはま あさひ区版で、計画の概要や進捗を分かりやすく説明するような記事を掲載します。
- ・「きらっとあさひ福祉大会」等の地域住民が多く集まる様々な場面や、地域ケアプラザ、旭区福祉保健活動拠点「ぱれっと旭」、地区センター、コミュニティハウス、旭区市民活動支援センター「みなくる」、図書館等の区民利用施設に計画冊子を配布し地域福祉保健計画を周知します。
- ・区社協・地域ケアプラザ発行のパンフレットや広報紙(いきいき宣言等)、ホームページ等を活用し、地域福祉保健計画を周知します。

6 地域住民と福祉施設等のつながりづくり

旭区には、児童福祉施設や障がい者福祉施設、老人福祉施設等、多くの福祉施設があります。これらの福祉施設の協力を得て、交流による施設の理解や、施設の地域貢献等により、地域と施設のとつながりを深めます。

(1) 地域と福祉施設のとつながりづくり

① ボランティア活動を通したつながり

- ・区社協は、ボランティアセンターを通じて児童福祉施設、障がい者福祉施設、老人福祉施設等でのボランティア活動をコーディネートし、地域にある福祉施設が身近なものと感じられるよう、つながりのきっかけづくりを進めます。
- ・福祉施設等は、積極的にボランティアの受け入れを行い、地域住民とのつながりづくりを進めます。

② 高齢者や障がいのある方と地域住民がふれあえる場を通したつながり

- ・「区民まつり」のほか、旭区地域自立支援協議会が主催する「あっぱれフェスタ」や「地域生活支援フォーラム」等、多くの住民が参加するイベントにおいて、一日福祉体験コーナーや福祉相談ブース、福祉施設をPRするための出展ブースを設け、地域住民と施設・事業所等が交流する機会を提供します。
- ・特別養護老人ホーム、区商店街連合会と連携して実施する、施設への出張商店街「わくわく商店街」の取組を継続し、地域住民と施設が交流する機会を提供します。
- ・障がい者福祉施設等は地域支援フォーラムなどを通じて地域活動と連携し、障がいのある方と地域住民をつなぐ仕掛けや仕組みについて検討します。

(2) 社会福祉施設の地域貢献

① 日頃からの顔の見える関係づくり

- ・区社協は、区社協の各種分科会同士の交流を図り、様々な機関・団体が連携できるきっかけをつくります。
- ・区社協は、地区社協等を通じて福祉施設の概要や取組を地域住民へ周知します。
- ・地域ケアプラザは、出前講座や各種事業、イベントの実施を通じて、地域住民や地域ケアプラザを利用したことがない方とつながれるよう働きかけます。

② 地域貢献などの仕組みづくり

- ・福祉施設は、地域で開かれた施設となるよう、施設の行事へ地域住民の参加を促すとともに、地域の行事へ施設職員が参加する等、地域とのつながりがさらに深まるよう取り組みます。
- ・社会福祉法人は、各種制度の狭間で生活に困難を抱え支援を必要とする方に対して、ライフサポート事業等により専門的な援助知識・相談技術を活用し、公益性のある迅速かつきめ細やかな支援を行います。

7 地域の取組を支える仕組みづくり

旭区は地域の福祉活動や施設でのさまざまな取組が行われています。広く区民を対象として、一層意欲が増したり活力につながるよう、表彰などの仕組みを検討します。また、補助金による支援で地域の取組がより活発なものになるよう支援します。

(1) 表彰・情報共有・支援などの仕組みづくり

① 地域の取組を表彰する仕組みの検討

・区役所・区社協は、自治会町内会をはじめとした地域の取組や熱心に携わっている住民を表彰する仕組みを協働して検討します。

② 他の地域の取組の情報共有

・「きらっとあさひ地区連絡会」「きらっとあさひ福祉大会」で地域の活動の成果や課題を紹介することで、地域で活動する方が他の地域の先進的な取組を学び、今後の活動に活かしてもらえようような情報とノウハウを提供します。

・区社協・地域ケアプラザは、イベント時にパネル展示を行う等、地域の取組を発表する場を設けます。

(2) 地域の取組における資金面での支援

① 区役所の支援

・区役所は、きらっとあさひ地域支援補助金、地域の見守りネットワーク構築支援事業補助金を交付し、地域の福祉保健活動を支援します。

② 区社協の支援

・区社協は、あさひふれあい助成金を交付し、区内の様々な福祉保健活動団体の活動を支援します。

③ 地域ケアプラザの支援

・地域ケアプラザは、地域で活動する団体に対し、区役所や区社協等の補助金、助成金の情報や活動に協賛する企業の紹介等により、活動を継続するための財源確保について支援します。

④ 善意銀行の周知と寄付文化の醸成

・区民や企業等による善意の寄付(善意銀行)が地域の福祉活動に役立っていることの周知し、より多くの方からの寄付を募るとともに、寄付金を有効活用して地域の福祉活動の充実を図ります。

(2) 《あさひふれあい助成金》

「あさひふれあい助成金」は、より豊かな市民社会の実現のために、市民の自発性のもと旭区内で行われる非営利な地域福祉推進事業や障害福祉推進事業の支援を目的に、助成金を交付しています。

原則として旭区内に活動拠点を置き、旭区の地域福祉推進のために事業を行うボランティア・市民活動団体や、特定非営利活動法人、もしくは一般・公共社団法人(作業所等を運営している団体に限る)を対象としています。

8 地域で重要な役割を担う自治会町内会活動の推進

自治会町内会は、地域の中で福祉保健の課題解決に積極的に取り組んでいます。また、防犯パトロール、防災など多様な取組をしています。こうした自治会町内会の活動を推進するとともに、加入促進をはじめ、幅広い区民の参加を図ります。

(1) 明るく住みよいまちをつくるための活動

- ・自治会町内会は、地域にとっての住みよいまちづくりや福祉の充実、健康の増進をもたらす、地域の活動を区民生活の充実に結びつけていくために、以下の活動を推進します。
 - ア ごみ集積場の管理や公園清掃、資源物の回収等により地域環境の美化やごみの減量・リサイクルを進める「環境美化・資源回収活動」
 - イ 夏まつり・運動会等のイベント、サークル活動等を通じて顔の見える関係づくりを図る「イベント等の開催」
 - ウ 行政、公益団体と連携し地域社会の形成を担う「行政との連携」
 - エ 高齢者への給食サービスや安心訪問、敬老会の活動、募金への協力等による「社会福祉活動」
 - オ 防災訓練の実施、防災資機材・食料の備蓄等により災害に備えるとともに、地震などの発災時にお互い助け合って安全を確保する「防災活動」
 - カ 防犯パトロール、見守り活動の実施等を通じて犯罪や交通事故を予防する「防犯・交通安全活動」 等

(2) 地域で重要な役割を果たす自治会町内会活動の推進

- ・区役所は、自治会町内会がこれからも住みよい生活環境を維持し、地域の顔の見える関係づくりや高齢者の見守り、災害時の助け合い、文化・スポーツの活性化等の幅広い活動を実施していることを踏まえ、今後も自治会町内会活動を推進します。
- ・区役所は、多くの地域住民が担い手になることにより自治会町内会活動が更に充実していくよう、地域とともに加入促進の働きかけを継続して進めます。

(1) ≪自治会町内会の活動≫

自治会町内会は、一定の地域に住む住民によって組織され、住民相互の親睦を図り、地域の諸課題を一緒になって解決し、明るく住みやすいまちづくりを目指す、自主的に組織された住民団体です。

旭区には、平成27年3月現在で239団体の自治会町内会が組織され、また、各地区ごとに結成する19の連合町内会があります。

安心・安全な、住みよいまちづくりが最も重要な課題としてあげられる昨今では、高齢者の見守りや災害時など緊急の課題や不測の事態にも対応する最も身近な拠り所として、地域の日頃の付き合い、人とのつながりを基盤とする自治会町内会の役割はますます重要なものとなっています。

～旭区の地区連合自治会町内会～

- ① 鶴ヶ峰地区町内会連合会
- ② 白根地区町内会自治会連合会
- ③ 旭北地区連合自治会
- ④ 上白根連合自治会
- ⑤ 今宿地区町内会自治会連合会
- ⑥ 川井地区町内会自治会連合会
- ⑦ 若葉台連合自治会
- ⑧ 笹野台地区連合自治会
- ⑨ 希望が丘連合自治会
- ⑩ 希望が丘東地区連合自治会
- ⑪ 希望が丘南地区連合自治会
- ⑫ さちが丘地区連合自治会
- ⑬ 万騎が原連合自治会
- ⑭ 二俣川地区連合自治会
- ⑮ 二俣川ニュータウン連合町内会
- ⑯ 旭中央地区連合町内会
- ⑰ 旭南部地区連合自治会
- ⑱ 左近山連合自治会
- ⑲ 市沢地区連合町内会